

# 札幌市立藤野中学校いじめ防止基本方針

平成27年9月25日 策定

令和8年4月1日一部改訂

## 【はじめに】

「札幌市いじめ防止のための基本的方針」にのっとり、本校におけるいじめ防止基本方針を定めるものとする。

## 【目的】

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。したがって、生徒の尊厳を保持するとともに、安心して健やかに成長できる環境を保証できるよう、基本的な方針を定め、いじめの未然防止・早期発見及び早期解決のための対策を総合的かつ効果的に推進するものである。

## 1 いじめの定義及び基本的理解

### (1) いじめの定義

**いじめの定義**（「いじめ防止対策推進法」第2条：平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
  - ・ 仲間はずれにされたり、集団による無視をされたりする
  - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
  - ・ 金品をたかられる、金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
  - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
  - ・ パソコンやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- （国の「いじめ防止等のための基本的な方針」より）

### (2) 基本的理解

本校の学校教育目標の一つに「豊かな情操をつちかう生徒」がある。「豊かな情操」を生徒に育むためにも、「いじめは絶対に許されない行為」であることを組織として全教職員が強く認識しなければならない。組織的にいじめ問題に対処するために、

- ・ いじめはいつでもどこでも起こり得るものであること
- ・ いじめの判断に際してはいじめられた生徒の立場に立つこと

- ・ いじめは重大な人権侵害であること

を心に留め、全教職員及び生徒、保護者がいじめ問題の解決に向けた取組に対し、共通理解を図っていくことが必要である。その上で、「いじめ」「いじめの疑い」に関わることについては、「いじめ対策組織への情報共有」、「積極的認知と対処」を行う。

## 2 本校のいじめ対策組織

「いじめ防止等対策委員会」を常設し、「いじめ」「いじめの疑い」についてはこの委員会を中心に日常的に共有し、迅速に対応する。委員会の構成は、校長を責任者とし、教頭、生徒指導主事、教育相談係、教務主任、各学年主任、特別支援学級代表、関係学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを基本とするが、ケースによっては相談支援パートナー、関係機関のセラピスト、市教委スーパーバイザーも加わることとする。

## 3 取組の重点

### ● いじめの未然防止

- ①互いを認め合い、心のきずなを感じることでできる学級経営・学年経営の充実を図る。
- ②特別活動において、自己肯定感や自己有用感を高める。
- ③生徒会として、ポスター作成等、生徒によるいじめ防止の取組を行う。
- ④生徒及び保護者対象の情報モラル教室や研修会を実施するなどして、インターネット上のいじめ防止に係わる指導を行う。
- ⑤いじめ問題を自分自身のこととして多面的多角的に考える道徳授業を行う。
- ⑥年度初めの生徒指導研修会において、学校いじめ防止基本方針について全職員で確認し、対応力、指導力の向上を図る。
- ⑦本方針について保護者や地域の理解と協力を得るとともに、年度末にはいじめ防止等対策委員会において実践を検証し、方針の改善を図る。

### ● いじめの早期発見

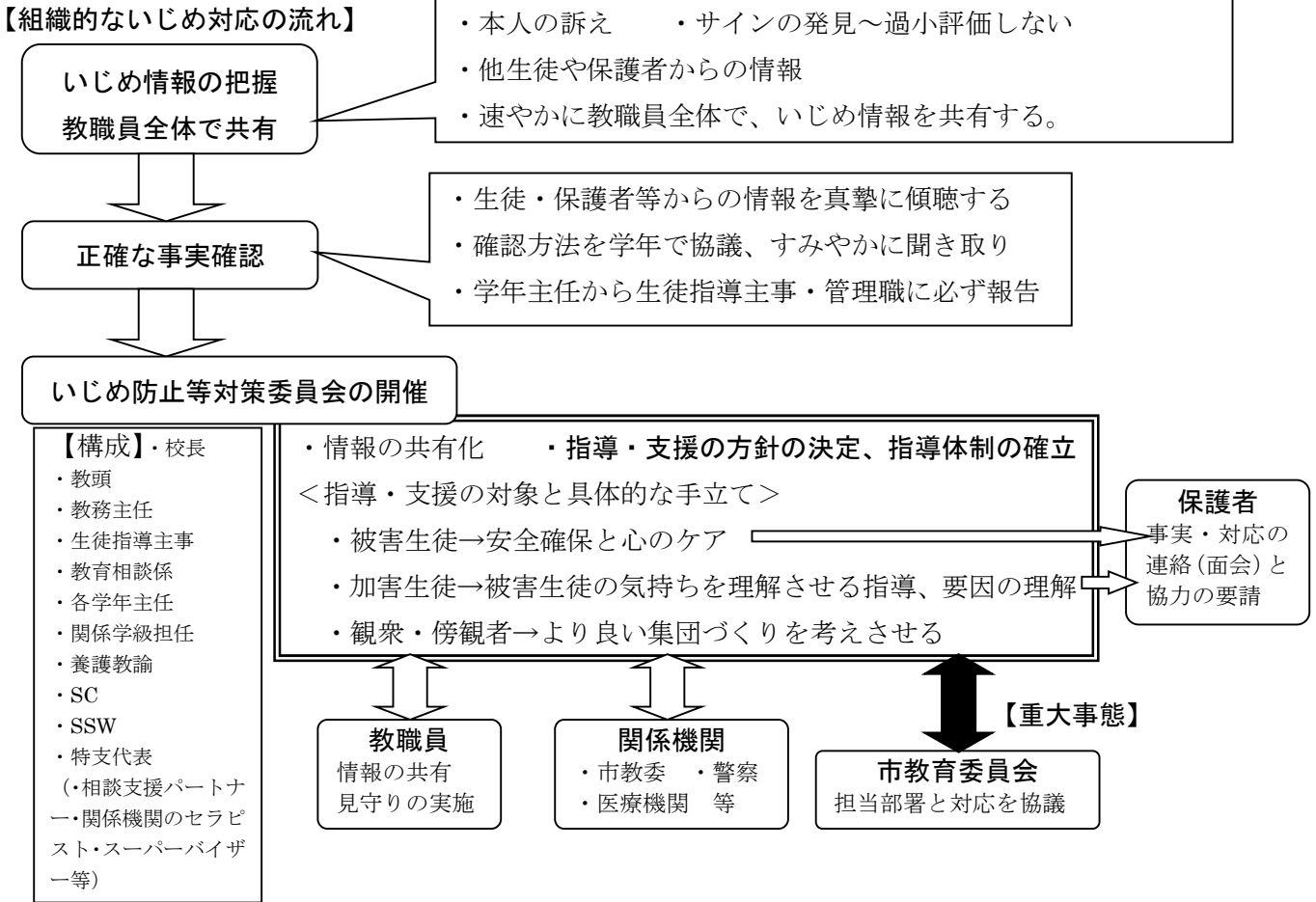
- ①教室や廊下等での見守りなど、生徒の様子の変化を見逃さないように日頃から気を配り、必要な声かけを行う。
- ②注視すべき生徒については、教師個人で情報を抱え込むことなく、全教職員で共有化を図る。
- ③生徒、保護者からの訴えをすみやかに受け入れる体制を整える。保護者には複数の教員で対応する。
- ④2学期に実施する市教委の「悩みやいじめに関するアンケート」のほかに、「教育相談アンケート」、「いじめについてのアンケート」を1学期に実施し、生徒情報の把握に努める。
- ⑤1・2学期に行う教育相談週間、期末懇談、心のアプリシャボテンログを活用し、生徒理解、情報収集に努める。
- ⑥PTAや青少年健全育成推進会等が集まる機会に生徒の状況について共有するとともに、いじめ防止対策の概要を説明し、学校がいじめ防止等の取組について理解を求める。

### ● いじめへの対処

- ①生徒の変容、兆候や懸念、生徒からの訴えを学校全体で共有し、ICTも活用するなどして、いじめ

の見逃しや一部の教職員による抱え込みを防ぐための取組を行う。

- ②いじめ防止等対策委員会を月に1回開催し、いじめの認知や解消、個別の対応状況を確認する。
- ③いじめの情報や訴えがあった場合、下図に従いすみやかに組織的な対応を行う。
- ④いじめの疑いを把握した場合は、学校いじめ対策組織で速やかに対応する必要があることから、構成員が全員揃わない場合でも、出席可能な構成員のみで会議を開催する。



- ・いじめ対策委員会の責任者は校長とし、いじめ防止等に係るすべての取組は、校長の監督の下で行う。校長が不在時は教頭が代理を務め、校長に報告し、決裁を得る。
- ・いじめ対策委員会の会議録を作成し、校長の決裁を得る。また、個別の対応状況については、会議録とは別に記録する。
- ・生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求めることがある。

(参考)

いじめ防止対策推進法 第23条第6項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

### ● いじめの再発防止

- ①関係生徒への指導と見守りを継続する。
- ②指導の経過を振り返り、指導・支援体制に修正を加える。
- ③必要に応じて、被害生徒本人と保護者の了承を得て、再発防止のための学級・学年指導を行う。
- ④同様のいじめが発生しないように、集団の中で互いを認め合う人間関係づくりを進める。
- ⑤いじめが解消したかどうかは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
  - ・いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも継続3か月止んでいることを目安とする。)
  - ・被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- ⑥犯罪行為及び深刻な人権侵害となる疑いのあるいじめや、学校外でのいじめなどについて、必要に応じて関係機関及び学校以外の子どもが育ち学ぶ施設等と連携して対処する。
- ⑦塾やスポーツクラブ、児童会館等の学校外でいじめが発生した場合は、可能な限り関係者とも連携を図って対応する。

### ● 重大事態への対処

- ①重大事態が発生した場合は事実関係を明確にするための調査を行い、学校から教育委員会に、重大事態の発生を報告する。
- ②事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図ることを目的として重大事態調査を行う。調査の進捗状況等及び調査結果は、学校からいじめられた生徒及びその保護者に対して適時・適切な方法で情報を提供する。

### ● いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスとならないよう、一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていく。
- ②教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている生徒や、周りで見えていたりはやしたてたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることを理解する。
- ③発達障害を含む障がいのある生徒、海外から帰国した生徒、性同一性障害の生徒、東日本大震災等で被災または避難している生徒等に対しては、心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、いじめの未然防止・早期発見に取り組む。

【いじめ防止対策のための年間計画 いじめ防止対策委員会毎月開催】

取組の内容	
1 学 期	<p>年度初め いじめ防止等対策委員会……学校いじめ防止基本方針の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導研修会①</li> <li>・教育相談アンケートの実施      ・教育相談週間</li> <li>・「いじめについてのアンケート」の実施</li> <li>・ケータイ安全教室・情報モラル教育の実施</li> <li>・子供理解に関わる研修会～命を守るための生徒理解</li> <li>・小中連携による生徒情報交流      ・期末懇談</li> </ul>
2 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「子どもの命の大切さを見つめ直す月間」の取組</li> <li>・全校道徳～命の大切さに関するもの</li> <li>・教育相談日</li> <li>・「悩みやいじめに関するアンケート」の実施</li> <li>・期末懇談</li> </ul>
3 学 期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中連携による生徒情報交流</li> </ul> <p>年度末 いじめ防止等対策委員会……実践の検証、次年度に向けての改善</p>

いじめ防止等対策委員会（日常的な共有）

教職員による生徒の日常観察・情報共有

特別活動・生徒会活動等による自己肯定感や自己  
有用感の醸成

道徳教育・人権教育の充実